

- 「国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」
- 「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」（運用要領別冊）

規制改革の内容

特例措置前

航空分野（空港グランドハンドリング業務区分*1）の特定技能外国人については、空港管理者により当該空港における営業の承認等を受けた事業者のみ受入れ可能であり、空港敷地外で航空物流に係る貨物を取り扱う事業者は、当該特定技能外国人を受け入れることはできない。

*1：空港において航空機運航の地上支援を行う仕事の総称。特定技能制度では、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等が対象。

特例措置

空港敷地外の保税蔵置場*2等において、国際航空物流拠点に係る貨物取扱業務を行う事業者が、航空分野（空港グランドハンドリング業務区分）の特定技能外国人を受け入れることを可能とする。

*2：輸入手続前の貨物や輸出手続後の貨物の積卸し、蔵置ができる場所

効果

航空物流人材を確保し、我が国の国際航空貨物の競争力強化に貢献！

規制改革の概要

航空分野（グランドハンドリング業務区分）の特定技能外国人

従前



空港敷地内

受入れ機関の要件

空港管理者により当該空港における営業の承認等を受けた事業者

空港敷地外で貨物取扱業務を行っている事業者は特定技能外国人の受入れは認められていない

措置

空港敷地外の保税蔵置場等において、貨物取扱業務を行う事業者も特定技能外国人の受入れを可能に！

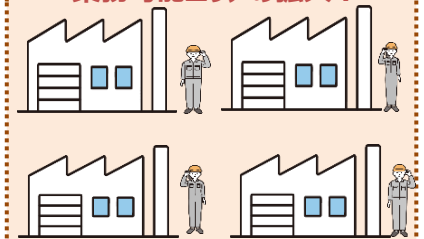


空港敷地内

受入れ機関の要件

空港管理者により当該空港における営業の承認等を受けた事業者

業務可能エリアの拡大！



空港敷地外の保税蔵置場等

受入れ機関の要件

当該国家戦略特別区域に係る地方公共団体及び空港管理者その他の関係者が設置する協議会に所属する事業者